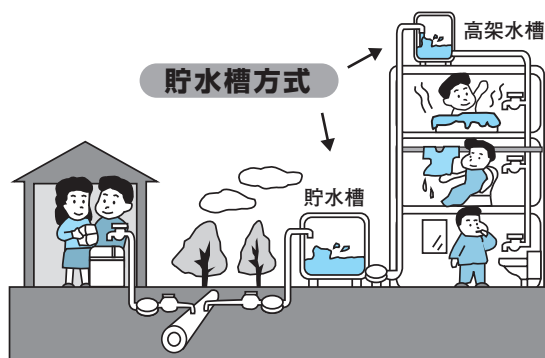


貯水槽水道を設置している方へ 届出・点検・清掃・検査が必要です

水道法および市の給水条例では、すべての貯水槽水道（水道水を貯水槽を通じて給水している施設）の管理責任は設置者となっています。

貯水槽に入るまでの水道は、市（水道企業管理者）が管理していますが、貯水槽から先は、貯水槽設置者が管理しなければなりません。



簡易専用水道 貯水有効容量が10m³を超えるもの
小規模貯水槽水道 貯水有効容量が10m³以下のもの

□貯水槽の有効容量が10m³を超える水道施設は、「簡易専用水道」として法律により定期検査を受けることが設置者に義務付けられています。

□貯水量が10m³以下の「小規模貯水槽水道」も、徹底した管理責任が求められていますので、設置者は次のことを行ってください。

①届出

小規模貯水槽水道を設置または廃止したときは、必ず水道課に届出を行ってください。

②点検

水が汚染されることのないよう清潔に保ち、定期的に点検を行ってください。

③清掃

年一回以上定期的に、専門知識・技能を持った業者に依頼し、点検を行ってください。

④水質検査

蛇口で、色・濁り・臭い・味など水質検査と残留塩素測定を定期的に行ってください。

■問い合わせ

水道課 管理係 ☎75-13003

地球温暖化防止に取り組んでいます

多久市では、平成18年3月に策定した「多久市地球温暖化対策実行計画」をもとに、市が行う事務事業で排出する温室効果ガスの削減に取り組んでいます。計画では、平成18年から平成22年度までの期間に、平成16年度（基準年度・CO₂換算総排出量で約6,591トン）比で約6%（396トン）削減を目標にしています。

平成21年度の温室効果ガス排出量は、約5,748トン、基準年度比で12・79%も削減することができました。

市の事業で排出する量の約半分は清掃センターでの収集ゴミの焼却によるものですが、平成20年度には4,988トン焼却した家庭ゴミは、昨年度は4,901トンに減少しました。

これは家庭ゴミのうち、ビニール、合成樹脂、ゴムなど、廃プラスチック類の焼却量が、平成20年度は1,197トンであったものが、平成21年度は955トンに減少したためで、市民のみなさんのリサイクルへの意識高揚とゴミ分別への協力より、目標を大きく上回る削減ができました。

今後も、廃プラスチック類等の資源ゴミの分別の徹底や、レジ袋・割り箸からマイバッグ・マイ箸への転換の促進等で、多久市全体で省エネ・省資源と温室効果ガスの削減に取り組んでいかなければなりません。

これからも、みなさん一人ひとりができることから実践していく、地球温暖化防止対策へのご協力をお願いします。



■問い合わせ

くらし部経営統括室

☎75-2113